

各 団 体 長 様

印 旛 郡 市 負 担 金 審 議 会
会 長 (八 街 市 長) 北 村 新 司

令 和 5 年 度 印 旛 郡 市 負 担 金 要 望 書 類 の 提 出 に つ い て (通 知)

標 記 の 件 に つ い て、要 望 さ れ る 団 体 は、下 記 の と お り 関 係 書 類 を 提 出 さ れ ま す よ う お 願 い い た し ま す。

な お、説 明 会 等 は 実 施 い た し ま せ ん の で、ご 承 知 く だ さ い。

記

1 提 出 期 限

令 和 4 年 7 月 2 9 日 (金) 必 着

印 旛 郡 市 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合 事 務 局 企 画 課 ま で ご 提 出 く だ さ い。

2 提 出 部 数 1 部

ヒアリング終了後、内容の確認を経た後、代表者印を押印したもの1部を新たに提出していただきます。

3 提 出 書 類

	提出書類	様式 HPよりダウンロード	用紙 サイズ	印刷 方法
(1)	令和5年度負担金等要望書	(様式1)	A4	片面刷
(2)	①負担金等調査表	(様式2-1)	A4	片面刷
	②令和5年度要望歳出内訳表	(様式2-2)	A3	片面刷
	③令和5年度会議等実施予定表	(様式2-3)	A4	片面刷
	④令和3年度会議等実施状況表	(様式2-4)	A4	片面刷
	⑤令和3年度歳出決算内訳表	(様式3)	A3	片面刷
(3)	令和5年度事業計画書及び収支予算書		A4	両面刷
(4)	令和4年度事業計画書及び収支予算書		A4	両面刷
(5)	令和3年度事業報告書及び収支決算書 ※並びに証拠書類 ※ヒアリング時に収入支出に係る証拠書類の原本をお持ちください		A4	両面刷
(6)	団体規約及び役員名簿		A4	両面刷
(7)	構成市町負担金算出内訳書		A4	両面刷
(8)	令和4年度収支決算見込書 ※令和4年度収支予算にとらわれず、実質収支見込額を記載すること		A4	両面刷
(9)	講師謝礼等の計上内訳(支出のあった団体)	様式あり	A4	両面刷

令和5年度負担金要望書を提出する団体は、当組合ホームページ「<https://www.i-kouiki.jp/kouiki/futankinsingikai.htm>」より**様式をダウンロード**してご使用いただくようお願い申し上げます。従来通り紙の様式を希望される団体は、お手数ですが「7 提出先・問い合わせ先」までご連絡願います。

4 ヒアリング日時及び会場

別紙「ヒアリング日程表」により、会場は印旛郡市広域市町村圏事務組合会議室にて実施いたします。

※ヒアリング日時の都合がつかない団体は、下記までご連絡ください。

5 審査の基本事項

- (1) 負担金要望額は原則として前年度決定額以下であること。
- (2) 事業の目的が、公益性を有し、かつ、直接行政に寄与するものであること。
- (3) 設立の目的が薄れた団体、総会の開催及び表彰等が事業の大部分を占めている団体については、負担金の全部又は一部を削減する方向で審査する。
- (4) 目的及び事業の内容が類似の団体については、統合を視野に入れた審査をする。
- (5) 繰越金等留保財源を多額に有している団体については、その解消を前提とした審査をする。
- (6) 事業の目的、内容等に照らし、市町構成間における負担割合の公平と均衡が保たれていること。
- (7) 規模割、均等割、事業費割等の負担金等の算出基準が適切であること。
- (8) 上部団体、下部団体に支出する補助金等が適当であること。
- (9) 決算と予算の整合性が適切であること。
- (10) 最小経費で有効かつ適切に執行されるものであること。
- (11) 個々の事業、経費について、その必要性が十分考慮され、かつ重要性、緊急性を有していること。
- (12) 事業費割により市町負担金を算定している団体については、事業費の増加に比例して負担額を増額させることのないよう必要に応じ事業費割の引下げを含めた審査をする。
- (13) その他審査に当たって、特に必要と認める規制を設けることができるものとする。
- (14) 令和4年度収支決算見込額には新型コロナウイルス感染拡大防止の理由等で事業、会議等が中止となった場合の額を反映させているか。
また、令和5年度要望額についても考慮しているかを審査する。
- (15) 市町の一般職員で構成され、勉強会や情報交換を主な目的とする団体への負担金の交付は廃止する方向で審査をする。

6 負担金の対象外経費

- (1) 食糧費は、原則として対象経費から除外するものとする。ただし、次の①及び②を除く。
 - ①事業を伴って支出する食糧費のうち、社会通念上妥当な範囲
 - ②独自財源（他団体負担金、補助金等）により充当する食糧費

- (2) 視察研修費及び褒賞費（表彰費、記念品代、褒賞金）は、原則として対象経費から除外するものとする。
- (3) 交際費（交際費、慶弔費）については、対象経費から除外するものとする。

7 提出先・問い合わせ先

〒285-8533

佐倉市宮小路町12番地

印旛郡市広域市町村圏事務組合

事務局 企画課 今川、高石、平尾

TEL 043-485-0397

FAX 043-486-5116

E-Mail アドレス inbakouiki@i-kouiki.jp